

熊本市公報

第 1359 号

発行所 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号
 熊本市総務局総務課
 発行日 毎月 15 日・末日

規 則

○熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 64 号）	1119
--	------

告 示

○特定計量器の定期検査（告示第 605 号）	1120
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（育成医療更生医療）の指定（告示第 606 号）	1121
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定（告示第 607 号）	1122
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による障害福祉サービス事業者の指定（告示第 608 号）	1122
○介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定（告示第 610 号）	1123
○介護保険法による指定居宅サービス事業所等の指定（告示第 611 号）	1123
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 612 号）	1124
○介護保険法による指定居宅サービス事業の廃止（告示第 613 号）	1124
○介護保険法による指定居宅介護支援事業の廃止（告示第 615 号）	1124
○屋外広告物法により保管した広告物又は掲出物（告示第 616 号）	1125
○平成 25 年度熊本市固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達（告示第 617 号）	1125
○介護保険法による指定居宅サービス事業者等の指定（告示第 618 号）	1126
○差押通知書及び配当計算書の公示送達（告示第 619 号）	1126
○第 29 回熊本市都市計画審議会の開催（告示第 620 号）	1126
○平成 25 年度国民健康保険料督促状の公示送達（告示第 622 号）	1127
○平成 25 年度介護保険料督促状の公示送達（告示第 623 号）	1127
○市営墓地使用の公募（告示第 624 号）	1127
○放置自転車の移動及び返還（告示第 625 号）	1128
○平成 25 年度市県民税納税通知書の公示送達（告示第 627 号）	1129
○平成 25 年度介護保険料納付通知書の公示送達（告示第 628 号）	1129
○市道の供用開始（告示第 629 号）	1130
○認可地縁団体の告示事項の一部変更（告示第 631 号）	1130
○放置自転車の売却等（告示第 632 号）	1131

公 告

○開発行為に関する工事の完了（公告第 568 号）	1131
○開発行為に関する工事の完了（公告第 569 号）	1131
○開発行為に関する工事の完了（公告第 570 号）	1132
○開発行為に関する工事の完了（公告第 571 号）	1132

○開発行為に関する工事の完了（公告第 573 号）	1132
○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧（公告第 574 号）	1132
○開発行為に関する工事の完了（公告第 575 号）	1134
○仮換地指定通知の掲示（公告第 578 号）	1134
○仮換地指定通知の送付（公告第 579 号）	1134
○建築基準法に基づく公開による意見の聴取（公告第 580 号）	1135
○農業振興地域整備計画の変更に伴う縦覧（公告第 581 号）	1135
○大規模小売店舗立地法の規定による変更届出（公告第 584 号）	1136
○大規模小売店舗立地法の規定による変更届出（公告第 585 号）	1137
○大規模小売店舗立地法の規定による変更届出（公告第 586 号）	1138
○大規模小売店舗立地法の規定による変更届出（公告第 587 号）	1140
○大規模小売店舗立地法の規定による変更届出（公告第 588 号）	1141
○大規模小売店舗立地法の規定による変更届出（公告第 589 号）	1142
○平成 25 年度熊本市特定任期付職員採用選考試験の実施（公告第 590 号）	1144
○開発行為に関する工事の完了（公告第 591 号）	1144
○農業振興地域整備計画の変更及び縦覧（公告第 594 号）	1144
○開発行為に関する工事の完了（公告第 598 号）	1145
○平成 26 年度に整備する障がい福祉施設の事前協議の受付（公告第 601 号）	1145
○熊本市農用地利用集積計画の策定（公告第 603 号）	1147
○開発行為に関する工事の完了（公告第 604 号）	1147
○開発行為に関する工事の完了（公告第 605 号）	1147
○開発行為に関する工事の完了（公告第 606 号）	1147
中 央 区	
○住民票の職権消除（中央区告示第 14 号）	1148
南 区	
○住民票の職権消除（南区告示第 5 号）	1148
○住民票の職権消除（南区告示第 6 号）	1148
北 区	
○平成 24 年度住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（北区告示第 8 号）	1148
上下水道局	
○熊本市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規則（上下水道局 規程第 23 号）	1151
○熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程の一部を改正する規則（上下 水道局規程第 24 号）	1163
○公共下水道の供用開始（上下水道局告示第 47 号）	1164
○排水設備指定工事店の異動（上下水道局告示第 48 号）	1164
農業委員会	
○農業委員会総会の招集（農委公告第 7 号）	1165

規 則

規 則 第 64 号

平成 25 年 8 月 1 日

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市地域コミュニティセンター条例施行規則（平成 4 年規則第 76 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 熊本市向山地域コミュニティセンターの項中「月曜日」を「日曜日」に改める。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

告 示

告示第 605 号

平成 25 年 8 月 1 日

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

- 1 定期検査の対象となる特定計量器
計量法施行令第 10 条第 1 項第 1 号に規定する非自動はかり、分銅及びおもり。
- 2 定期検査の実施期日及び場所、区域

検 査 日	検査場所
	検査区域（小学校区）
9 月 2 日（月）	大江出張所 公民館玄関前
	大江、白川
9 月 4 日（水）	白山小学校 体育館前
	白山、白川
9 月 9 日（月）	向山地域コミュニティセンター 玄関ホール
	向山
9 月 10 日（火）	江原中学校 体育館エントランス
	江原
9 月 11 日（木）	本荘小学校 玄関前
	本荘

※ 受付時間 午後 1 時から午後 3 時まで

※ 白山小学校会場については、受付時間が午前 10 時から正午まで・午後 1 時から午後 3 時までとなります。

上記の期日に受検できない者は、市長が別に指定する期日に行う。

- 3 特定計量器検定検査規則第 39 条第 1 項の規定による定期検査実施の場所及び期間検査場所特定計量器の所在の場所

- (1) 所在場所検査に該当する特定計量器

ア 特定計量器の質量又は体積が大きいため、運搬が著しく困難なとき。

イ 特定計量器がその構造上運搬をすることにより、破損し、又は精度が落ちるおそれがあるものであるとき。

ウ 特定計量器が土地又は建物その他の工作物に取り付けられているため、その取り外しが困難であるとき。

エ 特定計量器の数が多し場合又は特定計量器の検査のため必要な検査設備を備えている場合であって、その所在の場所で定期検査を行っても定期検査の事務に支障がないとき。

オ 特定計量器の所在の場所で定期検査を行うことが、定期検査の事務の効率的な実施に資するものであるとき。

- (2) 検査期間

平成 25 年 9 月 2 日（月）から平成 25 年 11 月 29 日（金）まで

告 示 第 6 0 6 号

平成 2 5 年 8 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関（育成医療更生医療）を次のとおり指定したので、同法第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

指定医療機関	所在地	担当すべき医療の種類	主として担当する医師（薬剤師）氏名	指定年月日
くわみず病院	熊本市中央区神水一丁目 1 4 番 4 1 号	心臓脈管外科	松本 久	平成 2 5 年 8 月 1 日
朝日野総合病院	熊本市北区室園町 1 2 番 1 0 号	腎臓	伊東 磁郎	平成 2 5 年 8 月 1 日
熊本調剤薬局 平成店	熊本市南区平成二丁目 3 番 2 8 号	調剤	三浦 寿枝	平成 2 5 年 8 月 1 日
つくし薬局	熊本市北区楠八丁目 8 番 5 号	調剤	佐伯 英康	平成 2 5 年 8 月 1 日
ふじさき調剤薬局	熊本市中央区北千反畑町 2 番 3 号	調剤	田川 理恵子	平成 2 5 年 8 月 1 日
シモカワ黒髪調剤薬局	熊本市中央区黒髪六丁目 1 3 番 3 0 号	調剤	田上 裕太	平成 2 5 年 8 月 1 日
草葉調剤薬局	熊本市中央区草葉町 2 番 3 5 号	調剤	市下 文子	平成 2 5 年 8 月 1 日
桜山薬局	熊本市中央区黒髪一丁目 3 番 1 3 号	調剤	永石 恭一	平成 2 5 年 8 月 1 日
上熊本中央薬局	熊本市中央区段山本町 6 番 5 号	調剤	吉田 浩	平成 2 5 年 8 月 1 日
しまさき調剤薬局	熊本市西区島崎二丁目 2 2 番 2 9 号	調剤	高木 亜由美	平成 2 5 年 8 月 1 日
月出薬局	熊本市東区月出二丁目 4 番 7 7 号	調剤	赤星 誠	平成 2 5 年 8 月 1 日
本山ごふく薬局	熊本市中央区本山四丁目 8 番 3 8 号	調剤	石川 敦子	平成 2 5 年 8 月 1 日
しらふじ調剤薬局	熊本市南区白藤五丁目 8 7 6 - 6	調剤	鬼崎 由美	平成 2 5 年 8 月 1 日
クリニカルサポート 訪問看護ステーション くまもと	熊本市中央区壺川一丁目 8 番 6 4 号 コスモビル 2 0 2	訪問看護	—	平成 2 5 年 8 月 1 日
訪問看護ステーション かみふうせん	熊本市北区高平三丁目 1 1 番 5 8 号 宮の森ハイツ	訪問看護	—	平成 2 5 年 8 月 1 日

告 示 第 6 0 7 号

平成 2 5 年 8 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので、第 6 9 条第 1 項の規定に基づき告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

No.	医療機関の名称	医療機関の所在地	指定期間
1	訪問看護ステーション かみふうせん	熊本市北区高平三丁目 1 1 - 5 8	平成 2 5 年 8 月 1 日 ～ 平成 3 1 年 7 月 3 1 日
2	中村こころのクリニック	熊本市南区田迎四丁目 9 - 3 6	平成 2 5 年 8 月 1 日 ～ 平成 3 1 年 7 月 3 1 日
3	すこやか堂薬局	熊本市中央区大江一丁目 2 1 - 1 5	平成 2 5 年 8 月 1 日 ～ 平成 3 1 年 7 月 3 1 日
4	グリーン薬局 神水店	熊本市中央区神水一丁目 3 3 番 1 1 号	平成 2 5 年 8 月 1 日 ～ 平成 3 1 年 7 月 3 1 日

告 示 第 6 0 8 号

平成 2 5 年 8 月 1 日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 2 9 条第 1 項の障害福祉サービス事業者を指定したので、同法第 5 1 条第 1 号の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 事業所の名称及び所在地

- (1) ケアステーション リバティ
熊本市中央区保田窪一丁目 7 番 2 7 号
- (2) ニチイケアセンター健軍
熊本市中央区水前寺六丁目 2 7 番地 2 0 号神水恵比須ビル 1 F
- (3) ニチイケアセンター楠
熊本市北区武蔵ヶ丘八丁目 4 番 5 2 号
- (4) ニチイケアセンター保田窪
熊本市東区保田窪四丁目 1 0 番 6 8 号
- (5) ニチイケアセンター平成
熊本市南区平成一丁目 1 1 - 5 ウエステリア 1 0 1
- (6) ニチイケアセンターけいとく
熊本市中央区細工町一丁目 5 1 番地スコーレビル 1 F D 室

2 事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

- (1) 合同会社 リバティ
熊本市中央区保田窪一丁目 7 番 2 7 号 大島 あさな
- (2) 株式会社 ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 齊藤 正俊
- (3) 株式会社 ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 齊藤 正俊
- (4) 株式会社 ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 齊藤 正俊
- (5) 株式会社 ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 齊藤 正俊

- (6) 株式会社 ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二丁目 9 番地 齊藤 正俊

3 指定年月日

平成 25 年 8 月 1 日

4 障害福祉サービスの種類

- (1) 居宅介護、重度訪問介護、同行援護
(2) 居宅介護、重度訪問介護
(3) 居宅介護、重度訪問介護
(4) 居宅介護、重度訪問介護
(5) 居宅介護、重度訪問介護
(6) 居宅介護、重度訪問介護

5 主たる対象とする障害の種類

- (1) 特定無し
(2) 特定無し
(3) 特定無し
(4) 特定無し
(5) 特定無し
(6) 特定無し

告示第 610 号

平成 25 年 8 月 5 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号本文の指定をしたので、同法第 93 条の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地 並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370109 813	特別養護老人ホーム 川尻ヒルズ 熊本市南区南高江七丁目 3 番	社会福祉法人 竹崎記念福祉会 熊本市南区南高江七丁目 3 番 理事長 中村 幸子	平成 25 年 8 月 1 日	介護老人福 祉施設入所 者生活介護

告示第 611 号

平成 25 年 8 月 5 日

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の指定及び同法第 53 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 78 条及び同法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 2 並びに同法第 115 条の 10 及び同法施行規則第 140 条の 23 の規定により告示する。

熊本市長 幸山政史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在 地並びに代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4370109 821	短期入所生活介護 川尻ヒルズ 熊本市南区南高江七丁目 3 番	社会福祉法人 竹崎記念福祉会 熊本市南区南高江七丁目 3 番 理事長 中村 幸子	平成 25 年 8 月 1 日	短期入所生 活介護

4370109 821	短期入所生活介護 川尻ヒルズ 熊本市南区南高江七丁目3番	社会福祉法人 竹崎記念福祉会 熊本市南区南高江七丁目3番 理事長 中村 幸子	平成25年8月1日	介護予防短 期入所生活 介護
----------------	---------------------------------	--	-----------	----------------------

告示第 6 1 2 号

平成 2 5 年 8 月 6 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

学科自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 区域

「熊本市海路口町 7 0 8 番 2、7 1 0 番、7 3 4 番、8 8 6 番 1、8 9 0 番 7～8 9 0 番 1 0、8 9 4～9 0 1 番、（8 9 7 番 5、8 9 8 番 2 1 を除く）、1 7 3 8 番～2 9 9 3 番 1、（1 7 4 4 番 2 番、1 9 5 8 番 3 を除く）、3 0 0 8 番～3 0 1 0 番、3 2 2 2 番 1、3 2 3 6 番 1、4 1 2 4 番～4 1 3 6 番」を「熊本市南区海路口町 7 0 8 番 2、7 1 0 番、7 3 4 番、8 8 6 番 1、8 9 0 番 7～8 9 0 番 1 0、8 9 4～9 0 1 番、（8 9 7 番 5、8 9 8 番 2 1 を除く）、1 7 3 8 番～2 9 9 3 番 1、（1 7 4 4 番 2 番、1 9 5 8 番 3 を除く）、3 0 0 8 番～3 0 1 0 番、3 2 2 2 番 1、3 2 3 6 番 1、4 1 2 4 番～4 1 3 6 番」に改める。

(2) 事務所の所在地

「熊本市海路口町 2 4 4 1 番地」を「熊本市南区海路口町 2 4 4 1 番地」に改める。

(3) 代表者の住所

「熊本市海路口町 2 4 4 1 番地」を「熊本市南区海路口町 2 4 4 1 番地」に改める。

告示第 6 1 3 号

平成 2 5 年 8 月 6 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 5 条 2 項の規定による届出がされたので、同法第 7 8 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 1 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並び に代表者の氏名	廃止年月日	サービスの種類
4370107 643	あすなる熊本ヘルパース テーション 熊本市南区城南町舞原 3 4 2-2	一般社団法人医療介護施設助成事業団 福岡市博多区博多駅南一丁目 8-30 代表理事 静 政則	平成 2 5 年 8 月 3 1 日	訪問介護 介護予防訪問介 護

告示第 6 1 5 号

平成 2 5 年 8 月 8 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 8 2 条 第 2 項の規定による届出がされたので、同法第 8 5 条及び同法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 3 3 条の 2 の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並 びに代表者の氏名	廃止年月日	サービスの 種類
4372300 436	にしくまもと病院指定居宅介護支援 事業所 熊本市南区富合町古閑1012番地	医療法人相生会 熊本市南区富合町古閑1012番地 理事長 小西 淳二	平成25年 8月31日	居宅介護支 援

告示第 6 1 6 号

平成 2 5 年 8 月 8 日

屋外広告物法（昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき保管した広告物又は掲出物件について、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

撤去日	名称 又は種類	数量	撤去場所	保管 開始日
7月22日	はり札等	14	健軍・長嶺	7月23日
7月23日	はり札等	2	花立	7月24日
	立看板等	1	江津	
7月25日	はり札等	7	田迎・大江	7月26日
7月26日	はり札等	2	月出・尾ノ上	7月27日
	立看板等	1	長嶺東	
8月5日	はり札等	7	健軍・戸島	8月6日
	立看板等	1	小峰	
保管場所 熊本市花畑別館（熊本市中央区花畑町3-1）				

告示第 6 1 7 号

平成 2 5 年 8 月 9 日

平成 2 5 年度熊本市固定資産税・都市計画税納税通知書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき告示する。

なお、当納税通知書は熊本市財政局課税管理課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 第 3 期納期限

平成 2 5 年 9 月 3 0 日

2 納税通知書の送達を受けるべき者（登載省略）

1 人

告 示 第 6 1 8 号

平成 2 5 年 8 月 9 日

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の指定及び同法第 5 3 条第 1 項本文の指定をしたので、同法第 7 8 条及び同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

介護保険事業所 番号	事業所の名称及び所在地	申請者及び主たる事務所の所在地並びに 代表者の氏名	指定年月日	サービスの 種類
4 3 7 0 1 0 9 8 4 7	ほうむ日向崎 熊本市中央区島崎一丁目 9 番 2 9 号 第二グリーンコーポ 1 F	株式会社ほうむ 熊本市中央区島崎一丁目 3 0 番 2 5 号 プロミネント島崎 1 F 代表取締役 武田 弘明	平成 2 5 年 8 月 7 日	通所介護
4 3 7 0 1 0 9 8 4 7	ほうむ日向崎 熊本市中央区島崎一丁目 9 番 2 9 号 第二グリーンコーポ 1 F	株式会社ほうむ 熊本市中央区島崎一丁目 3 0 番 2 5 号 プロミネント島崎 1 F 代表取締役 武田 弘明	平成 2 5 年 8 月 7 日	介護予防通 所介護

告 示 第 6 1 9 号

平成 2 5 年 8 月 9 日

国税徴収法（昭和 3 4 年法律第 1 4 7 号）第 5 4 条の規定に基づく差押調書（謄本）及び同法第 1 3 1 条第 3 号の規定に基づく配当計算書の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、地方税法第 2 0 条の 2 及び熊本市税条例（昭和 2 5 年告示第 8 9 号）第 1 3 条の規定に基づき公示する。
なお、当該書類は熊本市財政局納税課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 送達を受けるべき者の住所及び氏名（登載省略）
2 人
- 2 送達をする書類名
差押調書（謄本）
配当計算書

告 示 第 6 2 0 号

平成 2 5 年 8 月 9 日

第 2 9 回熊本市都市計画審議会の開催にあたり、熊本市都市計画審議会傍聴実施要領（平成 1 2 年 1 2 月 1 日）第 3 条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開催日
平成 2 5 年 8 月 2 3 日（金） 午後 1 時 3 0 分から
- 2 会場
熊本市役所 議会棟 2 階 予算決算委員会室
- 3 付議予定案件
熊本都市計画道路の変更（上熊本細工町線）
熊本都市計画道路の変更（新町戸坂線）
熊本都市計画公園の変更（植木中央公園他 1 公園）
- 4 意見聴取予定案件等
第 2 次熊本市都市マスタープラン（地域別構想）について 等

5 傍聴申込手続き

- (1) 申込期限 平成25年8月20日(火)
 (2) 申込先 熊本市都市建設局都市政策課
 (3) 定員 10人(申込人数が定員を超える場合は公開抽選)

告示第622号

平成25年8月12日

国民健康保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第78条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
平成25年度	6月期	865人
	4月期	1人

上記の者は、指定期限までに国民健康保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成25年8月19日

告示第623号

平成25年8月12日

介護保険料督促状の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため、介護保険法143条において準用する地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び熊本市介護保険条例第9条の規程により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局国保年金課に保管し、送達を受けるべき者の申出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年度	期別	送達を受けるべき者の住所及び氏名(登載省略)
平成25年度	6月期	171人
	5月期	7人

上記の者は、指定期限までに介護保険料を納付するよう通知する。

指定期限 平成25年8月19日

告示第624号

平成25年8月12日

熊本市墓地条例(昭和39年条例第34号)第4条の規定による墓地使用の公募を次のとおり実施するので、同条第1項の規定により告示する

熊本市長 幸山政史

1 公募の期間

平成25年8月26日から平成25年9月6日まで(土曜・日曜・祝日を除く)

2 公募する墓地の名称及び位置

熊本市小峯墓地 熊本市中央区黒髪四丁目

熊本市立田山墓地 熊本市中央区黒髪七丁目

熊本市浦山墓園 熊本市中央区黒髪七丁目

熊本市清水墓園 熊本市北区清水新地七丁目

熊本市花園墓地	熊本市西区花園四丁目
熊本市城山墓園	熊本市西区上代九丁目
3 公募する区画数	
熊本市小峯墓地	5 区画
熊本市立田山墓地	5 区画
熊本市浦山墓園	5 区画
熊本市清水墓園	5 区画
熊本市花園墓地	5 区画
熊本市城山墓園	5 区画

4 申込方法

市役所健康福祉政策課および各市営墓地の管理事務所で配布する募集要項に添付された申請書に必要事項を記入し、健康福祉政策課へ持参する。

告 示 第 6 2 5 号

平成 2 5 年 8 月 1 2 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車を移動・保管したので、同条例第 1 4 条第 1 項及び第 1 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 自転車が放置されていた場所、移動・保管した年月日、保管の場所及び期間

(1) 自転車を移動保管した年月日及び放置されていた場所

- ア 平成 2 5 年 7 月 1 7 日 西区八島二丁目 1 3
- イ 平成 2 5 年 7 月 1 9 日 手取エリア、銀座通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア、上通エリア
- ウ 平成 2 5 年 7 月 2 2 日 手取エリア、辛島エリア、上通エリア、新市街エリア、水道町エリア
- エ 平成 2 5 年 7 月 2 3 日 新市街エリア、手取エリア、銀座通りエリア、水道町エリア
- オ 平成 2 5 年 7 月 2 4 日 中央区本山 4-2
- カ 平成 2 5 年 7 月 2 5 日 東区広木町 1 0、マリスト前、ダイエー前、九学、健軍ピアクレス、中央区本荘三丁目 8
- キ 平成 2 5 年 7 月 2 6 日 新市街エリア、手取エリア、銀座通りエリア、辛島エリア、南区富合町田尻、東区東野四丁目 5、上通エリア
- ク 平成 2 5 年 7 月 2 9 日 手取エリア、辛島エリア、銀座通りエリア、上通エリア、新市街エリア、東区月出四丁目 8、東区御領三丁目 1 5、
- ケ 平成 2 5 年 7 月 3 1 日 銀座通りエリア、手取エリア、新市街エリア、辛島エリア、東区東本町 1 6、水道町エリア
- コ 平成 2 5 年 8 月 1 日 富合町駐輪場
- サ 平成 2 5 年 8 月 2 日 中央区国府本町 1 2
- シ 平成 2 5 年 8 月 5 日 手取エリア、銀座通りエリア、新市街エリア、辛島エリア、並木坂エリア、上通エリア、上通駐輪場、熊本市営駐輪場、水道町エリア

(2) 保管の場所 平成第 2 自転車保管所

(3) 保管の期間 平成 2 5 年 1 1 月 1 4 日まで

2 移動・保管台数

自転車 2 1 6 台

3 返還事務を行う曜日・時間

月曜日から土曜日まで

午前10時から午後4時30分まで

日曜日、祝祭日及び12月29日から翌年1月3日までは返還事務を行わない。

4 返還を受けるための必要事項

自転車の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名を証する書類、印鑑、自転車の鍵、返還通知書等当該自転車等の利用者又は所有者であることを証する書類及び移動保管料を市長に提示等しなければならない。

5 連絡先（返還事務を行う場所）

平成第2自転車保管所（電話 096-370-5606）

熊本市中央区平成二丁目235番（平成跨線橋下）

告 示 第 6 2 7 号

平成25年8月14日

平成25年度市県民税納税通知書の送達を受けるべき次の者の住所及び居所が不明のため、当該書類を送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市税条例（昭和25年告示第89号）第13条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市財政局課税管理課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

該当年度	税 目	期 別	指定納期限	住所及び氏名（登載省略）
平成25年	市県民税	2期	平成25年9月2日	3人
		3期	平成25年10月31日	
		4期	平成26年1月31日	

告 示 第 6 2 8 号

平成25年8月14日

平成25年度介護保険料納付通知書（普通徴収）の送達を受けるべき者の住所及び居所が不明であることから書類を送達することができないため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び熊本市介護保険条例（平成12年条例第5号）第9条の規定により告示する。

なお、当該書類は、熊本市健康福祉子ども局高齢介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者の申し出により交付する。

熊本市長 幸山政史

年 度	料 目	期 別	納 期 限	備 考
平成25年度	介護保険料	7月期	平成25年9月2日	公示送達者 119人 (登載省略)
		8月期	平成25年9月2日	
		9月期	平成25年9月30日	
		10月期	平成25年10月31日	
		11月期	平成25年12月2日	
		12月期	平成26年1月6日	
		1月期	平成26年1月31日	
		2月期	平成26年2月28日	
		3月期	平成26年3月31日	

告示第 6 2 9 号

平成 2 5 年 8 月 1 4 日

市道の供用を開始するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係書類は、告示の日から 2 週間、熊本市都市建設局土木管理課において一般の縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

整理番号	路線名	道路の区域	供用開始の期日
		区 間	
1 5 - 5 6 7	木部第 1 0 9 号線	南区御幸木部町 1 2 9 8 番 1 地先から 南区御幸木部町 1 4 2 9 番 1 地先まで	平成 2 5 年 8 月 1 4 日
1 5 - 5 6 8	木部元三第 1 号線	南区御幸木部町 2 0 9 1 番 1 地先から 南区元三町 4 5 2 番 1 地先まで	平成 2 5 年 8 月 1 4 日

告示第 6 3 1 号

平成 2 5 年 8 月 1 5 日

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の認可をした団体から、同条第 1 1 項に規定する変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 団体の名称

清藤区自治会

2 変更があった事項及びその内容

(1) 目的及び事業

「この会は、会員相互及び会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災に努め、行政との協議・協力をすすめて住民のための地域的な共同活動をおこなうことを目的とする。」を「この区は、区員相互及び区内外の諸団体との協力・協調のもとに、区員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災に努め、行政との協議・協力をすすめて住民のための地域的な共同活動を行うことを目的とし、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 区員相互の親睦に関する事。
- (2) 回覧板の回付等自治区域内の住民相互の連絡
- (3) 美化、清掃等自治区域内の環境の整備
- (4) 集会施設の維持管理
- (5) 消防施設の維持管理
- (6) 放送施設の維持管理
- (7) その他、所有する資産または受託した施設の管理及び運営に関する事。
- (8) 区内外の各種団体との連絡協議に関する事。
- (9) 行政情報の活用及び行政との連絡協議に関する事。
- (10) その他本区の目的を達成するために必要な事業。」に改める。

(2) 区域

「本区の区域は、富合町大字清藤 1 番地から同大字清藤 4 9 3 番地、同大字清藤 5 3 9 番地、富合町大字廻江 8 1 7 番地から同大字廻江 8 2 0 番地、同大字廻江 8 2 7 番地から同大字廻江 8 3 2 番地の区域及び同大字志々水 3 7 番地 2、同大字志々水 7 8 番地 5、同大字志々水 8 0 番地とする。」を「本区の区域は、熊本市南区富合町清藤 1 番地から熊本市南区富合町清藤 4 9 3 番地、熊本市南区富合町清藤 5 3 9 番地、熊本市南区富合町廻江 8 1 7 番地から熊本市南区富合町廻江 8 2 0 番地、熊本市南区富合町廻江 8 2 7 番地から熊本市南区富合町廻江 8 3 2 番地の区域及び熊本市南区富合町志々水 3 7 番地 2、熊本市南区富合町志々水 7 8 番地 5、熊本市南区富合町志々水 8 0 番地とする。」に改める。

(3) 主たる事務所の所在地

「本区の事務所は、清藤区公民館所在地、清藤 2 0 0 番地 1 に置く。」を「本区の事務所は、清藤区公民館所在地、熊本市南区富合町清藤 2 0 0 番地 1 に置く。」に改める。

告 示 第 6 3 2 号

平成 2 5 年 8 月 1 5 日

熊本市自転車の安全利用及び駐車対策等に関する条例（昭和 6 0 年条例第 3 1 号）第 1 2 条、第 1 3 条第 2 項及び第 1 6 条第 1 項の規定に基づいて移動・保管した自転車を、同条例第 1 4 条第 2 項及び第 1 6 条第 2 項並びに同条例施行規則（昭和 6 1 年 3 月 1 1 日規則第 7 号）第 1 8 条の規定に基づき売却等を行うので、同条例施行規則第 1 7 条に基づき次のとおり告示する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 売却又は廃棄の対象となる自転車の種別、形式、色その他自転車等を特定する事項（登載省略）
- 2 売却又は廃棄の年月日
平成 2 5 年 8 月 1 5 日
- 3 売却又は廃棄の台数
自転車 8 8 台

公 告

公 告 第 5 6 8 号

平成 2 5 年 8 月 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区下碓川一丁目 1 2 6 5 番 3 0
2 0 5 . 9 6 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区清水亀井町 5 0 番 2 6 号
境 純

公 告 第 5 6 9 号

平成 2 5 年 8 月 1 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区城南町塚原字島堂 2 2 2 番 1

499.27平方メートル

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区城南町下宮地712番地
弓取 弘幸

公告第570号

平成25年8月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市北区植木町米塚字筒川845番1
428.58平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区植木町今藤316番地1
平川 誠二

公告第571号

平成25年8月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西一丁目3094番、3095番、3102番2及び里道の一部
3,521.35平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区南熊本三丁目11番5号
有限会社ユーナ開発
代表取締役 松田 和彦

公告第573号

平成25年8月2日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区月出三丁目2432番90、2432番91、2432番92
4,078.36平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市北区高平二丁目14番53号
株式会社 川崎ハウジング
代表取締役 若林 和彦

公告第574号

平成25年8月2日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の規定に基づく熊本農

業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 2 項の規定により次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 変更内容

(1) 農用地利用計画の変更

番号	変更しようとする土地の所在	面積 (a)	変更理由
1	熊本市北区太郎迫町 760-1 の一部、 761-1 の一部	4.98	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域 設定に伴う除外
2	熊本市北区太郎迫町 760-1 の一部、 761-1 の一部	4.98	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域 設定に伴う除外
3	熊本市北区太郎迫町 762-1 の一部	4.98	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域 設定に伴う除外
4	熊本市北区太郎迫町 761-1 の一部、 762-1 の一部	8.31	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域 設定に伴う除外
5	熊本市北区太郎迫町 907 の一部	3.33	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域 設定に伴う除外
6	熊本市北区太郎迫町 907 の一部、9 08-1 の一部	4.98	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域 設定に伴う除外
7	熊本市北区太郎迫町 908-1 の一部、 909-1 の一部	4.98	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域 設定に伴う除外
8	熊本市北区太郎迫町 905 の一部、9 07 の一部、908-1 の一部	4.98	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域 設定に伴う除外
9	熊本市北区太郎迫町 908-1 の一部、 909-1 の一部	4.98	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域 設定に伴う除外
10	熊本市北区太郎迫町 905 の一部、9 08-1 の一部	4.98	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域 設定に伴う除外
11	熊本市北区太郎迫町 904 の一部、9 05 の一部、908-1 の一部、910 の一部	4.98	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域 設定に伴う除外
12	熊本市北区太郎迫町 908-1 の一部、 909-1 の一部、910 の一部、91 1-1 の一部	10.0	土地改良法第 7 条第 4 項の非農用地区域 設定に伴う除外
13	熊本市南区海路口町 3570、357 1	4.63	漁業用倉庫

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課

熊本市中央区総務企画課

熊本市東区農業振興課

熊本市西区農業振興課

熊本市南区農業振興課

熊本市北区農業振興課

公 告 第 5 7 5 号

平成 2 5 年 8 月 5 日

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区畠口町字北一ノ割 2 0 0 3 番 3
4 9 9 . 9 4 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区畠口町 2 2 2 3 番地 2
赤星 達哉

公 告 第 5 7 8 号

平成 2 5 年 8 月 7 日

次の者に対する土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 9 9 条第 2 項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第 1 3 3 条第 1 項及び第 2 項において準用する同法第 7 7 条第 5 項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容が熊本市都市計画事業植木中央土地区画整理事業地区内の熊本県熊本市北区植木町植木 1 9 6 番 2 号地先所在の掲示板に掲示されている旨を、同法第 1 3 3 条第 2 項において準用する同法第 7 7 条第 5 項後段の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

書類の送付を受けるべき者		土地の表示
氏 名	最後の住所	
堀 久太郎	熊本県熊本市北区植木町植木 2 2 番	熊本県熊本市北区植木町植木東二丁目 2 0 1 - 2

公 告 第 5 7 9 号

平成 2 5 年 8 月 7 日

次の者に対する土地区画整理法（昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号）第 9 9 条第 2 項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付すべき場所を確知することができないので同法第 1 3 3 条第 1 項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

書類の送付を受けるべき者		通知の内容
氏 名	最後の住所	

堀 久太郎	熊本市北区植木町植木 2 2 番	<p>従前の宅地</p> <p>土地の表示：熊本市北区植木町植木東二丁目 201 - 2</p> <p>地 目：宅地</p> <p>登記簿地積：237.00㎡</p> <p>基準地積：237.00㎡</p> <p>仮換地</p> <p>街区番号：28</p> <p>画地番号：7</p> <p>地 積：200㎡</p> <p>仮換地の指定の効力発生の日</p> <p>：平成17年1月1日</p> <p>仮換地について使用又は収益を開始することができる日：平成25年8月9日</p>
-------	------------------	---

公告第 580 号

平成 25 年 8 月 8 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 48 条第 1 4 項の規定に基づき、次のとおり公開による意見の聴取を実施するので、同条第 15 項の規定に基づき公告する。

熊本市長 幸山政史

1 日時

平成 25 年 8 月 21 日（水） 午後 3 時から

2 場所

熊本市北区清水本町 17 - 27
 清水地域コミュニティセンター 2 階ホール

3 案件

(株)川崎ハウジング社屋建替に関する許可の件

(熊本市北区高平二丁目 599 番 1 外 10 筆 (第一種中高層住居専用地域) における建築基準法第 48 条第 3 項ただし書きによる許可の件)

<用途規制の特例許可>

公告第 581 号

平成 25 年 8 月 8 日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく熊本農業振興地域整備計画の一部を次のとおり変更したので、同法第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画を次の場所において縦覧に供する。

熊本市長 幸山政史

1 変更内容

番号	変更した土地の所在	面積 (a)	変更理由
1	熊本市南区元三町 373 - 1	1.408	農地を農業用施設用地（農機具格納庫）に用途区分変更

2 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課
 熊本市中央区役所総務企画課
 熊本市東区役所農業振興課
 熊本市西区役所農業振興課
 熊本市南区役所農業振興課
 熊本市北区役所農業振興課

公 告 第 5 8 4 号

平成 2 5 年 8 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 2 5 年 1 2 月 9 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターダイキ北部店
 熊本市北区飛田三丁目 6 番 5 0 号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ホームセンターサンコー北部店	ホームセンターダイキ北部店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 青山 好二 熊本市東区東町二丁目 1 番 1 5 号	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治 熊本市東区東町二丁目 1 番 1 5 号

尚、代表取締役は、平成 2 1 年 1 1 月 1 8 日に青山 好二から長野 冬彦へ変更し、平成 2 4 年 5 月 1 1 日に長野 冬彦から橘 映一へ変更している。

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 青山 好二	熊本市東区東町二丁目 1 番 1 5 号

(変更後)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 矢野 健治	熊本市東区東町二丁目 1 番 1 5 号

尚、代表取締役は、平成 2 1 年 1 1 月 1 8 日に青山 好二から長野 冬彦へ変更し、平成 2 4 年 5 月 1 1 日に長野 冬彦から橘 映一へ変更している。

3 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の名称 平成 2 5 年 7 月 7 日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成 2 5 年 5 月 1 6 日

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 平成 2 5 年 5 月 1 6 日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の名称
営業施策のため
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
建物設置者の代表者変更のため
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
小売業者の代表者の変更のため

5 届出年月日

平成 25 年 7 月 30 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市北区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 25 年 8 月 9 日から平成 25 年 12 月 9 日まで

公 告 第 5 8 5 号

平成 25 年 8 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 25 年 12 月 9 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイキ グリーン館東バイパス店

熊本市東区御領三丁目 477 番 1 号 外 5 筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
サンコーグリーン館東バイパス店	ダイキ グリーン館東バイパス店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 青山 好二 熊本市東区東町二丁目 1 番 15 号	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治 熊本市東区東町二丁目 1 番 15 号

尚、代表取締役は、平成 21 年 11 月 18 日に青山 好二から長野 冬彦へ変更し、平成 24 年 5 月 11 日に長野 冬彦から橘 映一へ変更している。

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 青山 好二	熊本市東区東町二丁目 1 番 15 号

(変更後)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 矢野 健治	熊本市東区東町二丁目1番15号

尚、代表取締役は、平成21年11月18日に青山 好二から長野 冬彦へ変更し、平成24年5月11日に長野 冬彦から橘 映一へ変更している。

3 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称 平成25年7月13日
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成25年5月16日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつては代表者の氏名 平成25年5月16日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の名称
営業施策のため
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
建物設置者の代表者変更のため
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつては代表者の氏名
小売業者の代表者の変更のため

5 届出年月日

平成25年7月30日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成25年8月9日から平成25年12月9日まで

公 告 第 5 8 6 号

平成 2 5 年 8 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成25年12月9日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

本山ショッピングプラザ

熊本市中央区本山町字原萩143-1

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 青山 好二 熊本市東区東町二丁目1番15号	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治 熊本市東区東町二丁目1番15号

株式会社イエローハット 代表取締役 鍵山 幸一郎 東京都目黒区青葉台2丁目19番10号	株式会社イエローハット 代表取締役 堀江 康生 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号
---	--

尚、株式会社ホームセンターサンコーについては、代表取締役は、平成21年11月18日に青山 好二から長野 冬彦へ変更し、平成24年5月11日に長野 冬彦から橘 映一へ変更している。

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 青山 好二	熊本市東区東町二丁目1番15号
株式会社イエローハット	代表取締役 鍵山 幸一郎	東京都目黒区青葉台2丁目19番10号

(変更後)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 矢野 健治	熊本市東区東町二丁目1番15号
株式会社イエローハット	代表取締役 堀江 康生	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目4番16号

尚、株式会社ホームセンターサンコーについては、代表取締役は、平成21年11月18日に青山 好二から長野 冬彦へ変更し、平成24年5月11日に長野 冬彦から橘 映一へ変更している。

3 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
平成25年5月16日 (株) ホームセンターサンコー代表者変更)
平成21年7月3日 (株) イエローハット住所変更)
平成20年9月25日 (株) イエローハット代表者変更)
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成25年5月16日 (株) ホームセンターサンコー代表者変更)
平成21年7月3日 (株) イエローハット住所変更)
平成20年9月25日 (株) イエローハット代表者変更)

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
建物設置者の住所及び代表者変更のため
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
小売業者の住所及び代表者の変更のため

5 届出年月日

平成25年7月30日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市中央区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 25 年 8 月 9 日から平成 25 年 12 月 9 日まで

公 告 第 5 8 7 号

平成 25 年 8 月 9 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 25 年 12 月 9 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターダイキ東バイパス店

熊本市東区御領二丁目 4 3 9 番 4 号 外 5 筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ホームセンターサンコー東バイパス店	ホームセンターダイキ東バイパス店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 青山 好二 熊本市東区東町二丁目 1 番 1 5 号	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治 熊本市東区東町二丁目 1 番 1 5 号
株式会社イエローハット 代表取締役 鍵山 幸一郎 東京都目黒区青葉台 2 丁目 1 9 番 1 0 号	株式会社イエローハット 代表取締役 堀江 康生 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 4 番 1 6 号

尚、株式会社ホームセンターサンコーについては、代表取締役は、平成 21 年 11 月 18 日に青山 好二から長野 冬彦へ変更し、平成 24 年 5 月 11 日に長野 冬彦から橘 映一へ変更している。

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 青山 好二	熊本市東区東町二丁目 1 番 1 5 号

(変更後)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 矢野 健治	熊本市東区東町二丁目 1 番 1 5 号

尚、代表取締役は、平成 21 年 11 月 18 日に青山 好二から長野 冬彦へ変更し、平成 24 年 5 月 11 日に長野 冬彦から橘 映一へ変更している。

3 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗の名称 平成 25 年 7 月 13 日

(2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

平成 25 年 5 月 16 日 (株) ホームセンターサンコー代表者変更)

平成 21 年 7 月 3 日 (株) イエローハット住所変更)

平成 20 年 9 月 25 日 (株) イエローハット代表者変更)

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人であっては代表者の氏名

平成 25 年 5 月 16 日 (株) ホームセンター サンコー代表者変更)

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の名称
営業施策のため
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
建物設置者の住所及び代表者変更のため
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人であっては代表者の氏名
小売業者の代表者の変更のため

5 届出年月日

平成 25 年 7 月 30 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課
- (2) 縦覧期間
平成 25 年 8 月 9 日から平成 25 年 12 月 9 日まで

公 告 第 5 8 8 号

平成 25 年 8 月 9 日

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成 25 年 12 月 9 日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸山政史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ダイキ ペット&グリーン本店
熊本市中央区世安町字松手 33-1 外

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
サンコー ペット&グリーン本店	ダイキ ペット&グリーン本店

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 青山 好二 熊本市東区東町二丁目 1 番 15 号	株式会社ホームセンターサンコー 代表取締役 矢野 健治 熊本市東区東町二丁目 1 番 15 号

尚、代表取締役は、平成 21 年 11 月 18 日に青山 好二から長野 冬彦へ変更し、平成 24 年 5 月 11 日に長野 冬彦から橘 映一へ変更している。

- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(変更前)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 青山 好二	熊本市東区東町二丁目1番15号

(変更後)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 矢野 健治	熊本市東区東町二丁目1番15号

尚、代表取締役は、平成21年11月18日に青山 好二から長野 冬彦へ変更し、平成24年5月11日に長野 冬彦から橘 映一へ変更している。

3 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称 平成25年7月20日
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名 平成25年5月16日
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつては代表者の氏名 平成25年5月16日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の名称
営業施策のため
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
建物設置者の代表者変更のため
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人であつては代表者の氏名
小売業者の代表者の変更のため

5 届出年月日

平成25年7月30日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市中央区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成25年8月9日から平成25年12月9日まで

公 告 第 5 8 9 号

平成25年8月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があつたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の設置者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、平成25年12月9日までに、市長に対し、意見書を提出することができる。

熊本市長 幸 山 政 史

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームセンターダイキ東町店
熊本市東区東町二丁目1番15号

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
ホームセンターサンコー東町店	ホームセンターダイキ東町店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前	変更後
株式会社イエローハット 代表取締役 鍵山 幸一郎 東京都目黒区青葉台二丁目 19 番 10 号	株式会社イエローハット 代表取締役 堀江 康生 東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 4 番 16 号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 青山 好二	熊本市東区東町二丁目 1 番 15 号
株式会社イエローハット	代表取締役 鍵山 幸一郎	東京都目黒区青葉台 2 丁目 19 番 10 号

(変更後)

氏名 (名称)	代表者 (法人の場合)	住所
株式会社ホームセンターサンコー	代表取締役 矢野 健治	熊本市東区東町二丁目 1 番 15 号
株式会社イエローハット	代表取締役 堀江 康生	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目 4 番 16 号

尚、株式会社ホームセンターサンコーについては、代表取締役は、平成 21 年 11 月 18 日に青山 好二から長野 冬彦へ変更し、平成 24 年 5 月 11 日に長野 冬彦から橘 映一へ変更している。

3 変更の年月日

- (1) 大規模小売店舗の名称 平成 25 年 7 月 25 日
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
平成 21 年 7 月 3 日 (株) イエローハット住所変更
平成 20 年 9 月 25 日 (株) イエローハット代表者変更
- (4) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
平成 25 年 5 月 16 日 (株) ホームセンターサンコー代表者変更
平成 21 年 7 月 3 日 (株) イエローハット住所変更
平成 20 年 9 月 25 日 (株) イエローハット代表者変更

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の名称
営業施策のため
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名
建物設置者の住所及び代表者変更のため
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
小売業者の住所及び代表者の変更のため

5 届出年月日

平成 25 年 7 月 30 日

6 届出の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

熊本市農水商工局商工振興課、熊本市東区役所総務企画課及び熊本県商工観光労働部商工労働

局商工振興金融課

(2) 縦覧期間

平成 25 年 8 月 9 日から平成 25 年 12 月 9 日まで

公 告 第 5 9 0 号

平成 25 年 8 月 9 日

平成 25 年度熊本市特定任期付職員採用選考試験を実施するので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 選考名称 平成 25 年度熊本市特定任期付職員採用選考試験
 - 2 申込期間 平成 25 年 8 月 9 日 (金) から 8 月 30 日 (金) まで
 - 3 職種、採用予定者数
 - (1) 職種
事務職 (平成 25 年 11 月 1 日以降採用)
 - (2) 採用予定者数
1 人
 - 4 試験案内配布場所
 - (1) 熊本市人事課
 - (2) 熊本市人事委員会事務局
- ※ 熊本市ホームページの行政情報中にも試験案内を掲載

公 告 第 5 9 1 号

平成 25 年 8 月 9 日

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市南区御幸西三丁目 642 番 1
1, 298.36 平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市南区田迎五丁目 1 番 15 号
富永 四子男

公 告 第 5 9 4 号

平成 25 年 8 月 9 日

農業振興地域の整備に関する法律 (昭和 44 年法律第 58 号) 第 12 条第 1 項の規定により平成 25 年 8 月 8 日付け熊本市公告第 581 号で公告した農業振興地域整備計画を同法第 13 条第 1 項の規定により変更するので、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 1 項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画を変更する理由を添えて、当該農業振興地域整備計画案を次により縦覧に供する。

同法第 13 条第 4 項の規定において準用する第 11 条第 2 項の規定により、熊本市の住民は、当該農業振興地域整備計画の案に対し、次により意見を提出することができる。

なお、同法第 13 条第 4 項の規定において準用する第 12 条第 1 項の規定により、農業振興地域整備計画決定の公告に併せ、当該意見の要旨及び処理の結果について公告する。

また、同法第 13 条第 4 項において準用する第 11 条第 3 項の規定により、当該農業振興地域整備計画案のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者、その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、平成 25 年 9 月 9 日の翌日か

ら起算して、15日以内に市にこれを申し出ることができる。

熊本市長 幸山政史

- 1 農業振興地域整備計画（案）縦覧期間
自 平成25年8月10日
至 平成25年9月9日
- 2 農業振興地域整備計画（案）縦覧場所
熊本市農水商工局農業政策課
熊本市中央区役所総務企画課
熊本市東区役所農業振興課
熊本市西区役所農業振興課
熊本市南区役所農業振興課
熊本市北区役所農業振興課
- 3 意見の提出について
 - (1) 意見書の提出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
 - (2) 意見書の提出方法 文書により提出すること
 - (3) 意見書の提出期限 平成25年9月24日
- 4 異議申出について
 - (1) 異議申出の申出先 農業振興地域整備計画の案の縦覧場所
 - (2) 異議申出の方法 文書により提出すること

公 告 第 5 9 8 号

平成25年8月13日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
熊本市東区戸島西二丁目3336番6、3336番7、3336番9
743.91平方メートル
- 2 許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺東四丁目12番62号
大津 輝

公 告 第 6 0 1 号

平成25年8月14日

平成26年度に整備する障がい福祉施設の事前協議書の受付を次のとおり行うので公告する。

熊本市長 幸山政史

- 1 対象施設種別等
 - (1) 施設種別
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条に規定する生活介護、共同生活援助及び短期入所を行う事業所
 - (2) 整備区分
創設（新たに施設を整備すること。）
なお、施設（建物）については、所有権を有している必要がある。（賃貸借は不可）
 - (3) 事前協議書提出の対象事業
補助及び自己資金（法人の資金、寄付金及び借入金）により行う事業
- 2 対象法人

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 79 条第 2 項に基づき事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO 法人又は営利法人等。以下「社会福祉法人等」という。）で、次の(1)、(2)及び(3)を満たす法人とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 36 条第 3 項の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (3) 熊本市税について滞納がないこと。

3 事前協議書に係る事項

(1) 事前協議書提出期間

平成 25 年 9 月 2 日（月）から平成 25 年 9 月 27 日（金）正午まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。

(2) 事前協議書の提出時間

午前 9 時から午後 4 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

ただし、最終日は午前 9 時から正午までとする。

(3) 事前協議書の提出場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市健康福祉子ども局 障がい保健福祉課（市庁舎 8 階）

電話 096-328-2111 内線 2519

(4) 提出方法

提出場所へ直接持参すること。

(5) 提出部数等

1 部（事前協議書等に別紙を添付する場合は A4 縦、横書き）

ホッチキス止めをしないこと。

なお、証明書類は、証明年月日が事前協議書提出時の 3 箇月以内のもので、それぞれ発行官公署において定めた様式によるものを使用すること。（複写機による写しでも可）

(6) その他

ア 費用負担

事前協議書の提出者の負担とする。

イ 事前協議書の取扱い

提出された事前協議書は原則として返却しない。

なお、提出された事前協議書は、情報公開条例の規定により開示する場合がある。

ウ 「写し」により提出する書類は、全て原本証明をすること。

4 社会福祉施設等施設整備補助金関連事前協議様式並びに説明資料

(1) 配布期間

平成 25 年 8 月 28 日（水）から平成 25 年 9 月 20 日（金）まで

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日」という。）を除く。

(2) 配布時間

午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間を除く。）

(3) 配布場所

熊本市中央区手取本町 1 番 1 号

熊本市健康福祉子ども局 障がい保健福祉課

電話 096-328-2111 内線 2519

(4) 費用

無料

(5) その他

事前協議書は、(3)の配布場所で直接配布する。郵送又は電送による配布はしない。

※なお、本市ホームページから(1)の配布期間中に事前協議書等をダウンロードして使用することもできる。

公 告 第 6 0 3 号

平成 25 年 8 月 15 日

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、平成 25 年度熊本市農用地利用集積計画第 4 号を定めたので、同法第 19 条の規定により公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 縦覧場所

熊本市農水商工局農業政策課担い手推進室

公 告 第 6 0 4 号

平成 25 年 8 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区海路口町字奥古閑開塘根開 4 1 1 4 番 1

347.50 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市南区海路口町 3 6 3 8 番地

谷口 春也

公 告 第 6 0 5 号

平成 25 年 8 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市南区富合町南田尻字深田 1 4 7 番 4

499.98 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市吉祥寺北町二丁目 1 3 番 1 0 - 1 0 2 号

上野 幸雄

公 告 第 6 0 6 号

平成 25 年 8 月 15 日

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事が完了したので、次のとおり公告する。

熊本市長 幸 山 政 史

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

熊本市西区上熊本三丁目 198 番、202 番

1,259.58 平方メートル

2 許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市東区尾ノ上一丁目 5 番 20 号

株式会社 南栄開発

代表取締役 泉 清

中 央 区

中央区告示第 14 号

平成 25 年 8 月 9 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 8 月 6 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市中央区長 前 湊 啓 子

以下、登載省略

南 区

南区告示第 5 号

平成 25 年 8 月 9 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 7 月 9 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

南区告示第 6 号

平成 25 年 8 月 9 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 8 条、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 8 条及び第 12 条第 1 項の規定により、次の者の住民票を平成 25 年 7 月 19 日に職権により消除したので、同条第 4 項の規定により告示する。

熊本市南区長 永 目 工 嗣

以下、登載省略

北 区

北区告示第 8 号

平成 25 年 8 月 9 日

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 1 2 項の規定による住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況を次のとおり告示する。

熊本市北区長 石 原 純 生

住民基本台帳法第 11 条第 3 項及び第 11 条の 2 第 1 2 項の規定により、以下のとおり公表する。

ただし、対象期間は平成 24 年 4 月 1 日以降から平成 25 年 3 月末日までの閲覧分である。

閲覧の年月日	請求者または申出者	利用目的等の概要	閲覧に係る住民の範囲	件数
平成 24 年 4 月 24 日	一般社団法人中央調査社 会長 中田 正博	NHK 放送文化研究所が行う「2012 年 6 月全国接触者率調査」	清水新地四丁目 平成 17 年 12 月 31 日生まれまでの男女	12
平成 24 年 5 月 7 日 8 日 10 日	自衛隊熊本地方協力本部	自衛隊熊本地方協力本部が行う「自衛官等の募集に伴う広報」	平成 6 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日生まれの男子	779
平成 24 年 5 月 24 日	株式会社インテージ リサーチ 代表取締役社長 井上 孝志	国土交通省観光庁が行う「2012 年度旅行・観光消費動向調査」	八景水谷二丁目 男女年齢制限なし	85
平成 24 年 5 月 29 日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	植木町岩野 1523 から 1545, 1560 から 1573, 1577 から 1588、植木町今藤 151 (市営豊田団地 C, D, E, F 棟) 植木町豊田 550 から 553, 558, 567 (市営豊田団地 A・B 棟) 平成 5 年 12 月 31 日生まれまでの男女	36
平成 24 年 6 月 5 日	一般社団法人中央調査社 会長 中田 正博	株式会社野村総合研究所が行う「テレビ視聴に関する調査」	鶴羽田町 平成 8 年 6 月 30 日生まれまでの男女	14
平成 24 年 6 月 20 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活意識に関するアンケート調査」	清水万石四から五丁目 平成 4 年 7 月 31 日生まれまでの男女	15
平成 24 年 6 月 26 日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	内閣府が行う「生涯学習に関する世論調査」	武蔵ヶ丘二丁目 4 から 平成 4 年 6 月 30 日生まれまでの男女	17
平成 24 年 7 月 4 日	一般社団法人中央調査社 会長 中田 正博	新聞通信調査会が行う「第 5 回メディアに関する全国世論調査」	飛田二丁目 4 番 平成 6 年 7 月 31 日生まれまでの男女	22
平成 24 年 7 月 24 日	一般社団法人中央調査社 会長 中田 正博	朝日新聞社が行う「2012 年新聞及びウェブ利用に関する総合調査」	打越町 33 番、龍田四丁目 27 番 平成 9 年 8 月 31 日生まれまでの男女	46

平成24年 8月7日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府が行う「人権擁護に関する世論調査」	楠七丁目4から8、10から11番 平成4年7月31日生まれまでの男女	17
平成24年 10月4日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府が行う「男女共同参画に関する世論調査」	植木町今藤91から108 20歳以上(平成4年9月末日まで生まれ)の男女	14
平成24年 10月5日	株式会社 建設環境研究所 九州支社 取締役支社長 市村 文昭	国土交通省が行う「河川環境整備事業に関するアンケート」	植木町鈴麦、轟、富応、豊岡、那知、平原 満20から70歳の男女	56
平成24年10月23日、24日	株式会社ビデオリサーチ 九州支社長 濱本 裕	株式会社エフエム熊本が行う「ラジオ聴取状況調査」	高平一丁目、植木町小野、植木町大和、四方寄町、武蔵ヶ丘一丁目、楠七丁目、龍田八丁目、清水万石五丁目、楡木二丁目 昭和17年12月2日から平成12年12月1日生まれの男女	135
平成24年11月20日から11月21日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 株式会社 インタージリサーチ 代表取締役 井上 孝志	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	植木町古閑、有泉 平成8年11月1日以前に生まれた男女	43
平成24年11月22日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	榊野村総合研究所が行う「テレビ視聴に関する調査」	楡木二丁目8番、清水新地五丁目3番 16歳以上(平成8年12月末日まで生まれ男女)	28
平成24年11月22日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	内閣府が行う「家族の法制に関する世論調査」	麻生田五丁目30から32・35 20歳以上(平成4年11月末日まで生まれ)の男女	14
平成24年12月20日から12月21日	株式会社 サーベイリサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗 株式会社 インタージリサーチ 代表取締役 井上 孝志	総務省統計局が行う「家計消費状況調査」	硯川町 平成8年11月1日生まれまでの男女	43

平成 25 年 1 月 8 日から 1 月 9 日	株式会社 サーベイ リサーチセンター 代表取締役 藤澤 士朗	総務省情報通信国際戦略局が行う「平成 24 年通信利用動向調査」	麻生田三丁目、植木町岩野、楠七丁目、鶴羽田三丁目 平成 4 年 4 月 1 日 生まれまでの男女	188
平成 25 年 1 月 16 日、17 日、18 日、22 日	株式会社ビデオリサーチ 代表取締役社長 秋山 創一	日本たばこ産業株式会社が「全国たばこ喫煙者率調査」	四方寄町、麻生田四丁目 大正 12 年 5 月 1 日から平成 5 年 4 月 30 日生まれまでの日本人男女	60
平成 25 年 2 月 5 日	社団法人新情報センター 事務局長 平谷 伸次	内閣府が行う「生活の質に関する世帯調査」	八景水谷四丁目 3 から 平成 10 年 1 月 31 日以前に生まれた男女、昭和 58 年 2 月 1 日から平成 5 年 1 月 31 日う まれの男女	11
平成 25 年 2 月 26 日	株式会社日本リサーチセンター 代表取締役社長 鈴木 稲博	日本銀行が行う「生活意識に関するアンケート調査」	植木町清水、植木町鞍掛 20 才以上の男女 (平成 5 年 4 月 30 日生まれまで)	15
平成 25 年 3 月 21 日	一般社団法人中央調査社 会長 西澤 豊	生命保険文化センターが行う「生活保障に関する調査」	鹿子木町 18 歳以上 69 歳以下 (昭和 18 年 4 月 1 日から平成 7 年 3 月末日まで生まれ男女)	35

上 下 水 道 局

上下水道局規程第 23 号

平成 25 年 8 月 1 日

熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

第 1 条 熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 12 条の規定に基づき、条例」を削る。

第 2 条を次のように改める。

（賦課対象区域内の土地の面積）

第 2 条 条例第 5 条に規定する土地の面積は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める地積によるものとする。ただし、それらにより難いとき、又は上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めたときは、実測によることができる。

(1) 次号に掲げる土地以外の土地 公簿に記載された地積

(2) 条例第 2 条第 2 項に規定する土地で、条例第 4 条第 1 項の規定により公告された賦課対象区域内のもの 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 98 条第 5 項の規定により通知された仮換地の地積

第3条第1項中「第4条の規定による賦課対象区域の」を「第4条第1項の規定による」に、「おいて、当該区域内に土地を所有する者」を「おける当該公告のあった賦課対象区域内の土地に係る受益者（条例第2条第1項に規定する受益者をいう。以下同じ。）」に改め、「様式第1号」の次に「。以下「申告書」という。」を加え、同項後段を削り、同条第2項中「代表者が同項の」を「当該代表者が」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項の場合において、条例第2条第1項ただし書の規定により第1項の土地の受益者となる者は、当該土地の所有者と連署して申告書を提出しなければならない。

第4条の見出しを「（受益者の認定）」に改め、同条中「前条に規定する申告のないとき、又は申告」を「申告書が提出されないとき、又は申告書」に、「申告によらないで」を「受益者を」に改める。

第5条中「負担金の額及び納付期日等の」を「条例第6条第3項の規定による」に、「による」を「により行う」に改める。

第6条の見出し中「負担金の」を削り、同条第1項中「第4条」を「第4条第1項」に、「賦課対象区域」を「賦課対象区域内の土地」に、「8月31日」を「同月25日」に改め、「負担金」の次に「（条例第1条に規定する負担金をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「ときは、」の次に「負担金の」を加え、同条第3項中「による」を「により行う」に改める。

第7条の見出しを「（分割徴収）」に改め、同条第1項中「の規定により負担金の分割納付をしようとする者は、第3条に規定する申告書の提出の際管理者に申し出なければならない」を「に規定する負担金の分割納付の申出は、申告書（同条第1項の規定による負担金の賦課の日前に受益者の変更があった場合にあっては、申告書又は下水道事業受益者変更届（様式第3号の2））により行うものとする」に改め、同条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。

条例第6条第4項ただし書の規定により負担金を分割徴収する場合にあっては、前条第1項の規定にかかわらず、管理者は、条例第6条第1項の規定により決定した負担金の額を12で除して得た額（以下「期別納付額」という。）を、年度ごとに、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間内に徴収するものとする。

第7条第2項第1号中「8月31日」を「同月31日」に改め、同項第2号中「10月31日」を「同月31日」に改め、同項第3号中「12月31日」を「同月25日」に改め、同項第4号中「2月末日」を「同月25日」に改め、同条第4項中「負担金の」を削り、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前条第2項及び第3項」を「前条第2項」に、「負担金の分割納付の場合」を「第2項に規定する場合における期別納付額の納期」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第6条第1項の規定により決定した負担金の額が1,200円未満である場合にあっては、同条第4項ただし書の規定による負担金の分割徴収は、行わないものとする。

第8条の見出し中「に係る徴収金」を削り、同条第1項中「過誤納に係る負担金の徴収金（以下「過誤納金」を「受益者が納付した負担金又は条例第10条の延滞金（以下「延滞金」という。）（以下「負担金等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該受益者が納付すべき負担金等に未納のものがあるときは、当該過誤納金を当該未納の負担金等に充当しなければならない。

第8条第2項を削り、同条第3項中「受益者の過誤納金を還付し、又は未納に係る徴収金」を「前項の規定により、過誤納金を還付しようとするとき、又は過誤納金を未納の負担金等」に、「その旨を遅滞なく当該受益者に」を「遅滞なく」に改め、「により」の次に「当該受益者に」を加え、同項を同条第2項とする。

第9条中「管理者は、」の次に「前条第1項の規定により」を加え、「これを未納に係る徴収金」を「未納の負担金等」に、「、その」を「、当該」に、「を決定した日又は」を「又は」に、「還付又は」を「還付し、又は」に改める。

第10条の見出しを「（端数計算等）」に改め、同条第1項中「受益者の」を削り、「切り捨て

る」の次に「ものとする」を加え、同条第2項中「負担金を分割納付する」を「条例第6条第4項ただし書の規定により負担金を分割徴収する」に改め、「又は期別納付額の全額が100円未満であるとき」を削り、「又はその金額は、すべて」を「は、全て」に改め、同条第3項中「条例第10条に規定する」を削り、「還付加算金」の次に「(以下「還付加算金」という。)(以下「延滞金等」という。)」を加え、「負担金に」を「負担金の額に」に、「金額が」を「全額が」に、「その金額」を「その全額」に改め、「切り捨てる」の次に「ものとする」を加え、同条第4項中「延滞金又は還付加算金の確定額」を「延滞金等の確定金額」に、「金額」を「全額」に改め、「切り捨てる」の次に「ものとする」を加える。

第11条の見出し中「負担金の」を削り、同条第1項中「により負担金の徴収猶予」を「による負担金の徴収猶予(以下「徴収猶予」という。)」に、「者は」を「受益者は」に、「(様式第5号の2)」を「(様式第6号)」に改め、同条第2項中「の申請があった」を「に規定する申請書の提出を受けた」に改め、「別表第1に定める」を削り、「に基づき猶予」を「(別表第1)に基づき徴収猶予」に、「(様式第6号)」を「(様式第7号)」に、「申請者」を「当該申請書を提出した受益者」に改める。

第12条第1項中「条例第7条の規定により負担金の」を削り、「ときには」を「ときは」に改め、「その旨を」を削り、「(様式第7号)」を「(様式第8号)」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の規定による届出を受けたときは、管理者は、当該届出をした受益者に係る徴収猶予を取り消すものとする。

3 前条第2項の規定による徴収猶予の決定の通知後、第1項の規定による届出がない場合において、受益者の財産の状況その他の事情により徴収猶予を継続することが適当でないとき、管理者は、当該受益者に係る徴収猶予を取り消すものとする。

第12条第4項中「前項」を「第3項」に、「その期間に係る」を「当該取消しを受けた受益者が納付すべき」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 管理者は、前2項の規定により徴収猶予を取り消したときは、下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書(様式第9号)により当該各項に規定する受益者に通知するものとする。

第13条の見出し中「負担金の」を削り、同条第1項中「の減免」の次に「(以下「減免」という。)」を加え、「者は」を「受益者は」に改め、同条第2項中「の申請があった」を「に規定する申請書の提出を受けた」に改め、「別表第2に定める」を削り、「に基づき負担金の」を「(別表第2)に基づき」に、「申請者」を「当該申請書を提出した受益者」に改める。

第14条第1項中「に規定する受益者の変更があったときは、その当事者は、遅滞なく」を「の規定による届出は、」に、「(様式第9号)」を「(条例第6条第1項の規定による負担金の賦課の日前に受益者の変更があった場合にあっては、下水道事業受益者変更届又は申告書)」に、「管理者に届け出なければならない」を「行うものとする」に改め、同条第2項中「があった場合において」を「を受けたとき」に、「従前の受益者に対して」を「当該届出が、条例第9条第1項の規定によるものである場合にあっては新たに受益者となった者及び従前の受益者に、同条第3項の規定によるものである場合にあっては新たに受益者となった者に、」に改め、同条第3項及び第4項を削る。

第15条第1項第7号中「偽り」を「詐欺」に改め、同条第2項中「納期限変更通知書」を「納期限変更通知書」に改める。

第16条第2項を削る。

第17条第1項中「又は」を「、又は」に、「管理者において」を「管理者が」に、「代って下水道事業受益者負担金」を「代わって負担金」に、「関する」を「関し」に、「定め、下水道事業受益者負担金納付管理人届(様式第12号)を管理者に提出しなければ」を「定めなければ」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 受益者は、前項の規定により納付管理人を定めたときは、下水道事業受益者負担金納付管理人

届（様式第 1 2 号）により管理者に届け出なければならない。納付管理人を変更し、又は廃止したときも、同様とする。

第 1 9 条第 2 項中「前項各号に規定する職務の」を「前項の規定による」に、「D) には」を「。）には」に、「（様式第 1 4 号）」を「として、様式第 1 4 号」に改め、同条第 3 項中「に定める」を「のいずれかの」に改める。

附則第 2 項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「手続き」を「手続」に改める。

附則第 3 項に見出しとして「（還付加算金の特例）」を付し、同項中「第 9 条に規定する過誤納金に加算すべき金額に係る」を「還付加算金の」に、「同条」を「第 9 条」に改める。

別表第 1 中「別表第 1」を「別表第 1（第 1 1 条関係）」に改め、同表条例第 7 条第 1 号の部田、畑、山林その他これらに準ずる土地（ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く。）に係る受益者の項を次のように改める。

田、畑、山林その他これらに準ずる土地（その状況により宅地と認められるものを除く。）に係る受益者	宅地として使用しており、又は使用できる状況にあると認められるまでの期間（3 年ごとに更新するものとする。）	全額
---	---	----

別表第 1 条例第 7 条第 1 号の部急傾斜地に係る土地の受益者の項猶予期間の欄中「接続」を「、接続」に改め、同部中公園又は広場等（国又は地方公共団体以外の者が所有し、広く公共の用に供され、不特定多数の者が長期にわたり利用可能なものをいう。）の項を公園又は広場等（国又は地方公共団体以外の者が所有し、広く公共の用に供され、不特定多数の者が長期にわたり利用可能なものをいう。）である土地に係る受益者の項とし、同部その他管理者がその状況により特に徴収猶予が必要であると認められる受益者の項を次のように改める。

その他管理者がその状況により特に徴収猶予が必要であると認める受益者	管理者が定める期間	全額
-----------------------------------	-----------	----

別表第 1 条例第 7 条第 2 号の部猶予期間の欄中「3 年」を「、3 年」に、「の認める」を「が定める」に改める。

別表第 2 中「別表第 2」を「別表第 2（第 1 3 条関係）」に改め、同表条例第 8 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の部対象となる土地の欄中「(4) 一般庁舎用地」を「(4) 国が公用に供している土地（前 3 号、次号及び第 6 号に掲げるものを除く。）」に改め、同部中

(6) 企業用財産となっている土地	2 5
(7) 有料の国家公務員宿舎用地	2 5
(8) 普通財産である土地	0

を

(6) 有料の国家公務員宿舎の用地	2 5
(7) 普通財産である土地	0

に改め、同部対象となる土地の欄中「(3) 一般庁舎用地」を「(3) 地方公共団体が公用に供している土地（前 2 号、次号及び第 6 号に掲げるものを除く。）」に、「経営する企業用財産となっている」を「その企業の用に供している」に、「職員宿舎用地」を「職員宿舎の用地」に改め、同表条例第 8 条第 2 項第 3 号の部対象となる土地の欄中「事業」を「都市計画事業として施行する下水道事業のうち公共下水道に係る事業」に改め、同表条例第 8 条第 2 項第 4 号の部中社会福祉法（昭和 2 6 年法律第 4 5 号）第 2 条に規定する事業で同法第 2 2 条に定める社会福祉法人が経営する施設

に係る用地（居住の用に供する建物の敷地部分を除く。）の項を社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 22 条に規定する社会福祉法人が同法第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する事業のために設置する施設に係る用地（居住の用に供する建物の敷地部分を除く。）の項とし、同部対象となる土地の欄中

「

宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）
第 2 条に掲げる神社、寺院、教会その他これに類する団体が第 2 条本文に規定する目的のために使用する用地（居住の用に供する建物の敷地部分を除く。）

」

を

「

宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）
第 2 条に規定する宗教団体が同条に規定する目的のために使用する用地（居住の用に供する建物の敷地部分を除く。）

」

に改め、同部中公共性のある私道敷で公道に準ずると認められるものの項を公共性のある私道敷で、公道に準ずると認められるものの項とし、同部対象となる土地の欄中「プラットホーム用地」を「プラットホーム等の用地」に改め、同部中防災施設用地（防火水槽、調整池等をいう。）の項を防災施設（防火水槽、調整池等をいう。）に係る土地の項とし、同部に次のように加える。

その他その状況により特に負担金を減免 する必要があると管理者が認める土地	管理者が定 める割合
---	---------------

別表第 2 条例第 8 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の部を削る。
様式第 1 号を次のように改める。

様式第1号(第3条、第7条、第14条第1項関係)

様

下水道事業受益者申告書

熊本市上下水道事業管理者 (宛)

年 月 日

熊本市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行
規程第3条の規定に基づき受益者として申告します。

土地所有者 住 所 _____
フリガナ _____

氏 名 _____
フリガナ _____

印 _____

電話番号 _____

() _____

納付方法
1 一括
2 分割

物件 番号	土地の所在		登記地目		登記地積 (㎡)	減 率	免 理由	猶 理	予 由	権利地積 (㎡)	住 所	電 話 番 号 ()	氏 名 フリガナ	確 認 印	備 考	納付方法
	土 地 コード	地 番	現 況 地 目	現 況 地 目												
											〒 ()	フリガナ				1 一括 2 分割
											〒 ()	フリガナ				1 一括 2 分割
											〒 ()	フリガナ				1 一括 2 分割
											〒 ()	フリガナ				1 一括 2 分割
											〒 ()	フリガナ				1 一括 2 分割

この申告書は下水道事業受益者負担金賦課決定の基礎となるものですから対象区域内()
が必ず期限までに提出して下さい。

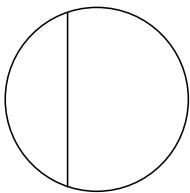
年 月 日 第 号に記載されている区域の土地所有者

様式第 2 号中「熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 5 条」を「熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 6 条第 3 項」に改める。

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号 (第 6 条関係)

(第 1 片)

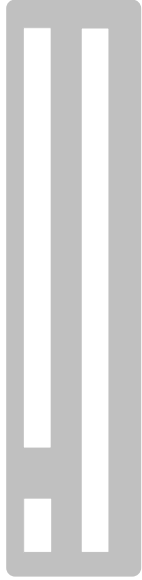


公



(第 2 片)

下水道事業受益者負担金領収済通知書



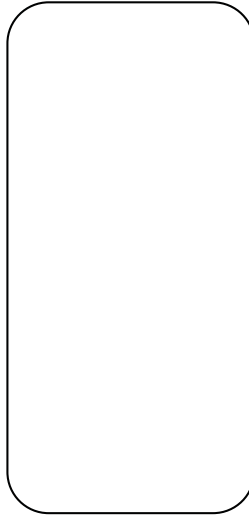
受益者番号	納期限年月日	年度	徴収開始年度	納付額	円
賦課年度	年度	年度	年度	納付額	円
納期	納付額	納付額	納付額	納付額	円

様
様分)

住所
氏名

(

下水道事業受益者負担金納入通知書 在中



年 月 日 発行

上記金額を納入しました。
熊本市上下水道事業管理者 様

取りまとめ店	
加入者名	
郵便振替口座番号	

領 取 日 付 印

(第 3 片)
下水道事業受益者負担金領収控

(公)

(第 4 片)
下水道事業受益者負担金納入通知書兼領収証

(公)

取りまとめ店
加入者名
郵便振替口座番号

受益者番号

住所・氏名

受益者番号

様
様分)

(

住所・氏名

下記の金額を納期限までに納付してください。

(様
様分)

納期限	年	月	日
賦課年度	年度		
徴収開始年度	年度		
納期			
納付額	円		

納期限	年	月	日
賦課年度	年度		
徴収開始年度	年度		
納期			
納付額	円		

年 月 日 発行

上記金額を納付します。

領 収 日 付 印

年 月 日 発行

熊本市上下水道事業管理者 印

領 収 日 付 印

様式第3号の次に次の1様式を加える。

様式第3号の2(第7条、第14条第1項関係)

賦課年度	受益者番号

下水道事業受益者変更届

年 月 日

熊本市上下水道事業管理者 宛

旧受益者 住所 _____
 (フリガナ)
 氏名 _____ 印
 電話 _____

新受益者 住所 _____
 (フリガナ)
 氏名 _____ 印
 電話 _____

次の土地について受益者の変更があったので、熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和50年条例第46号）（第9条第1項・第9条第3項）の規定により届け出ます。

土地の所在地名・地番	地目	地 積 (m ²)	権利変更地積 (m ²)	備考

※対象となる土地が多く、枠が不足する場合には、別紙に上記項目を記載・添付して提出すること。

○分割納付中の場合

変更する 年度・納期	年度 期から変更	納付方法	一 括 ・ 分 割 (どちらかを○で囲んで下さい)
---------------	----------	------	------------------------------

様式第4号中「上記の受益者に係る過誤納金を、熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第8条の規定に基づき、次のとおり過誤納金を（還付・充当）するので、」を「熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成21年上下水道局規程第37号）第8条第1項の規定により、上記の受益者に係る過誤納金を次のとおり（還付します・充当しました）ので、同条第2項の規定により」に改め、「記載する」の次に「こと」を加える。

様式第5号中「（第11条、第13条関係）」を「（第11条第1項、第13条第1項関係）」に改め、「熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」の次に「（平成21年上下水道局規程第37号）」を加える。

様式第8号を削る。

様式第7号中「様式第7号（第12条関係）」を「様式第8号（第12条第1項関係）」に改め、「熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」の次に「（平成21年上下水道局規程第37号）」を加え、「申告します」を「届け出ます」に、「為」を「ため。」に、「支払い方法」を「支払方法」に改め、同様式を様式第8号とする。

様式第6号中「様式第6号（第11条、第13条関係）」を「様式第7号（第11条第2項、第13条第2項関係）」に改め、「熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」の次に「（平成21年上下水道局規程第37号）」を加え、同様式を様式第7号とする。

様式第5号の2中「様式第5号の2（第11条関係）」を「様式第6号（第11条第1項関係）」に、「下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書【期間延長用】」を「下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書（期間延長用）」に改め、「熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」の次に「（平成21年上下水道局規程第37号）」を加え、「つけ」を「付け」に、「」は「」には、「」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第9号及び様式第10号を次のように改める。

様式第9号(第12条第4項関係)

賦課年度	受益者番号

下水道事業受益者負担金徴収猶予取消通知書

年 月 日

様

熊本市上下水道事業管理者

印

受益者負担金の徴収猶予をしていました次の土地については、その事由が消滅したことを認め、これを取り消しましたので、熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成21年上下水道局規程第37号）第12条第4項の規定により通知します。

■負担金更正額内訳

年度	回数					合 計
	変更前					
	増減額					
	変更後					
年度	回数					合 計
	変更前					
	増減額					
	変更後					
年度	回数					合 計
	変更前					
	増減額					
	変更後					
年度	回数					合 計
	変更前					
	増減額					
	変更後					
備 考					変更前計	
		負担金決定額 (変更後計)			増減額計	

No.	土地の所在	地目	地積(m ²)	猶予地積(m ²)	取消地積(m ²)	猶予取消額(円)

(教示)

様式第10号（第14条第2項関係）

賦課年度	受益者番号

下水道事業受益者負担金更正決定通知書

年 月 日

様

熊本市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで届出がありました受益者の変更に伴い、次のように受益者負担金を更正決定しましたので、熊本市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（平成21年上下水道局規程第37号）第14条第2項の規定により通知します。

■負担金更正額内訳

年度	回数					合 計
	変更前					
	増減額					
	変更後					
年度	回数					合 計
	変更前					
	増減額					
	変更後					
年度	回数					合 計
	変更前					
	増減額					
	変更後					
年度	回数					合 計
	変更前					
	増減額					
	変更後					
備考					変 更 前 計	
		負担金決定額 (変更後計)			増 減 額 計	

No.	土地の所在	地目	地積(m ²)	変更地積(m ²)	備 考

(教示)

様式第 1 1 号中「熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」の次に「(平成 21 年上下水道局規程第 3 7 号)」を加える。

様式第 1 2 号中「(設定・変更・廃止)した」を「(定めた・変更した・廃止した)」に、「熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第 1 7 条」を「熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程(平成 21 年上下水道局規程第 3 7 号)第 1 7 条第 2 項」に、「に基づき届けます」を「により届け出ます」に改める。

様式第 1 3 号中「熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」の次に「(平成 21 年上下水道局規程第 3 7 号)」を加え、「より届けます」を「により届け出ます」に改める。

様式第 1 4 号 1 の項中「規程第 1 9 条第 1 項第 1 号」を「第 1 9 条第 1 項第 1 号に掲げる職務」に改め、同様式 2 の項中「規程第 1 9 条第 1 項第 1 号及び第 2 号」を「第 1 9 条第 1 項各号に掲げる職務」に改める。

第 2 条 熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項第 1 号及び第 2 号中「同月 3 1 日」を「同月 2 5 日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 2 5 年 1 1 月 1 日から施行する。

上下水道局規程第 2 4 号

平成 2 5 年 8 月 1 日

熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程の一部を改正する規程を公布する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程の一部を改正する規程

熊本市公共下水道区域外流入分担金の徴収に関する条例施行規程(平成 21 年上下水道局規程第 3 8 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条を削る。

第 3 条の見出しを「(徴収区域内の土地の面積)」に改め、同条中「分担金の算定基準となる土地の地積は、公簿による」を「土地の面積は、公簿に記載された地積によるものとする」に改め、同条ただし書中「公簿」を「これ」に、「又は」を「、又は」に改め、同条を第 2 条とする。

第 4 条を削る。

第 5 条の見出し中「分担金の」を削り、同条中「により分担金」を「により条例第 1 条に規定する分担金(以下「分担金」という。)」に改め、「掲げる場合」の次に「の区分」を加え、「同表中欄」を「同表の中欄」に改め、同条の表災害により特に必要があると認めた場合の項中「3 年」を「、3 年」に改め、「分担金の」を削り、同条を第 3 条とする。

第 6 条を削る。

第 7 条の見出し中「分担金の」を削り、同条第 1 項第 2 号中「第 2 条に規定する事業で同法第 2 2 条に定める社会福祉法人が経営する」を「第 2 2 条に規定する社会福祉法人が同法第 2 条第 2 項又は第 3 項に規定する事業のために設置する」に改め、同項第 4 号中「公道」を「、公道」に改め、同項第 5 号中「その他土地」を「前各号に掲げるもののほか、その」に改め、同条第 2 項第 3 号中「それぞれ次に」を「それぞれに」に改め、同号イ及び同項第 4 号中「分担金の」を削り、同条を第 4 条とする。

第 8 条第 1 項第 5 号中「受益者」の次に「(条例第 2 条第 2 号に規定する受益者をいう。以下同じ。)」を加え、同項第 7 号中「偽り」を「詐欺」に改め、同条第 2 項を削り、同条を第 5 条とする。

第 9 条から第 1 1 条までを削る。

第 1 2 条の見出し中「手続等」を「熊本都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程」に改め、同条中「条例及びこの規程に規定する」を削り、「事項に関する」の次に「処分、」を、「ついで、」の次に「法令及び」を加え、同条を第 6 条とする。

第 13 条を第 7 条とする。

附則第 2 項中「手続き」を「手続」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

上下水道局告示第 47 号

平成 25 年 8 月 1 日

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 9 条の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、平成 25 年 8 月 1 日から 2 週間、熊本市上下水道局管路維持課において一般の縦覧に供する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成 25 年 8 月 1 日
- 2 下水を排除及び処理する区域
 - (1) 東部処理区
東区平山町及び東区鹿埴瀬町の各一部
 - (2) 南部処理区
南区合志四丁目及び南区白藤五丁目の各一部
 - (3) 西部処理区
西区谷尾崎町の一部
 - (4) 城南処理区
南区城南町宮地、南区城南町六田及び南区城南町島田の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
前項に示す区域内
- 4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 下水の処理を開始する終末処理場の位置及び名称
 - (1) 東部処理区
東区秋津町秋田 536 番
東部浄化センター
 - (2) 南部処理区
南区元三町四丁目 1 番 1 号
南部浄化センター
 - (3) 西部処理区
西区沖新町 4944 番 3 号
西部浄化センター
 - (4) 城南処理区
南区城南町島田 438 番地
城南町浄化センター

上下水道局告示第 48 号

平成 25 年 8 月 6 日

熊本市排水設備指定工事店から熊本市下水道条例施行規程（平成 21 年上下水道局規程第 36 号）第 13 条第 2 項第 2 号の規定による届出があったので、同規程第 22 条第 4 号の規定により次のとおり告示する。

熊本市上下水道事業管理者 宮 原 國 臣

指定番号	所在地・商号・代表者名	異動年月日
		異動事由
第 2 3 6 号	熊本市東区京塚本町 4 0 番 6 号 あっとホームプラス有限会社 代表取締役 濱田 哲嘉	平成 2 5 年 8 月 2 日
		代表者変更

農 業 委 員 会

農 委 公 告 第 7 号

平成 2 5 年 8 月 1 日

熊本市農業委員会総会会議規則（平成 2 4 年農委規則第 1 号）第 2 条により農業委員会総会を次のとおり招集する。

熊本市農業委員会会長 森 日 出 輝

- 1 日時 平成 2 5 年 8 月 8 日（木）午後 3 時
- 2 場所 市役所 1 4 階大ホール
- 3 議題
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請（会許可分）
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条の規定に基づく許可申請
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請
 - 第 4 号議案 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（5 号）
 - 第 5 号議案 引き続き農業経営を行っている旨の証明願